

第1章 熊本市バリアフリーマスタープランについて

1.1 策定の背景と目的

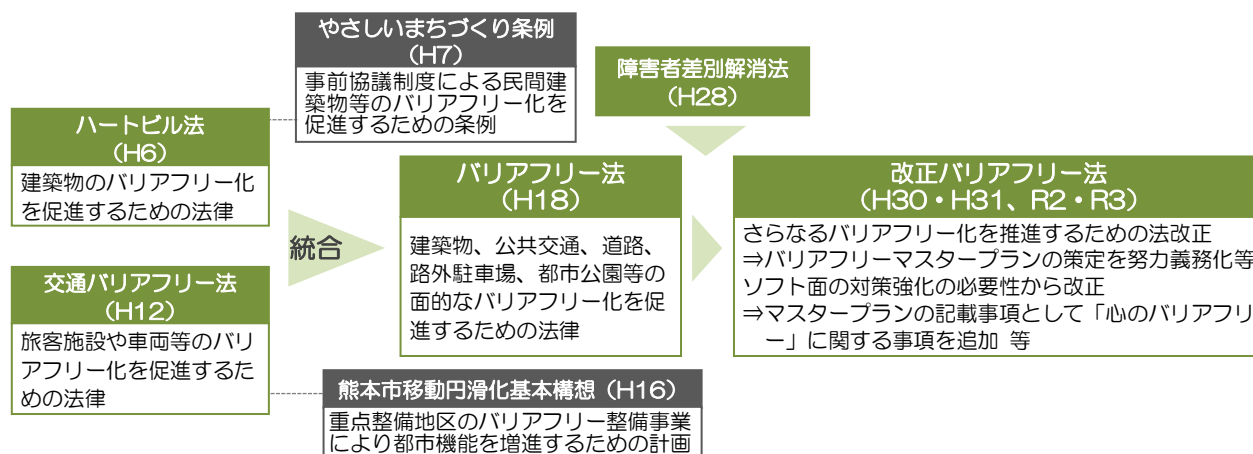
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、国においてはユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）及び国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（心のバリアフリー分野）を「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」として平成 29 年（2017 年）にとりまとめました。

平成 30 年（2018 年）には、面的かつ一体的なバリアフリー化を目的に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」の改正により、「移動等円滑化促進方針（＝バリアフリーマスタープラン）」の策定が努力義務化され、その後、令和 2 年（2020 年）の法改正で「心のバリアフリー」に関する項目が追加されました。

また、平成 27 年（2015 年）9 月の国連持続可能な開発サミットでは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、17 の持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。本市では、国から「SDGs 未来都市」に選定されるなど、国際社会の一員としてグローバルな視点を持ち、さまざまな施策において SDGs の理念を踏まえた取組を行っています。バリアフリーは SDGs のうち、「3. すべての人に健康と福祉を」、「4. 質の高い教育をみんなに」、「5. ジェンダー平等を実現しよう」、「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「11. 住み続けられるまちづくりを」、「17. パートナリシップで目標を達成しよう」と深く関連しています。

本市においては、これまで「誰もが移動しやすく暮らしやすい多核連携都市」の実現を目指し、「熊本市やさしいまちづくり条例」や「熊本市移動円滑化基本構想（平成 16 年 3 月策定）」に基づき、個々の施設でのバリアフリー化を実施してきましたが、改正されたバリアフリー法や SDGs の理念を踏まえ、今後はより一層の建築物や道路等の連続性を確保した面的・一体的なバリアフリーのまちづくりや、全ての人々が相互に理解を深める「心のバリアフリー」等の推進が重要と考えています。

これらの背景を踏まえ、社会的障壁（物理的障壁や人々の心にある障壁）を取り除くのは社会の責務であるという考え方を共有し、移動しやすい環境をつくり出すことで、自立と共生のまちづくりにつなげることを目的として「熊本市バリアフリーマスタープラン（以下「マスタープラン」という。）」を策定します。



マスタープラン策定の背景

1.2 改正バリアフリー法の概要

(1) 改正バリアフリー法の目的

平成 26 年（2014 年）に批准した国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」、平成 28 年（2016 年）に施行した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」等を受け、共生社会を実現し、社会的障壁を除去する法の理念を明確に示すとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機としたさらなる取組の推進を図るため、バリアフリー法が改正されました（平成 30 年 11 月一部施行、平成 31 年 4 月全部施行）。さらに、施設設置管理者によるソフト面の対策強化や心のバリアフリーのさらなる取組の推進を図るための法改正が行われました（令和 2 年 6 月一部施行、令和 3 年 4 月全部施行）。

改正バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化を促進することとされています。

また、改正バリアフリー法では、鉄道駅などの旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集積する地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等の面的・一体的なバリアフリー化を推進するために市町村が作成するものとして、「移動等円滑化促進方針」や、「移動等円滑化基本構想」を規定しています。



移動等円滑化促進方針・移動等円滑化基本構想のイメージ図

出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン
（平成 31 年 3 月 国土交通省総合政策局安心生活政策課）

(2) マスタープランと実施計画

マスタープランは、バリアフリー法第 24 条の 2 に規定される「移動等円滑化促進方針」として策定するものであり、移動等円滑化促進地区並びに生活関連施設、生活関連経路を定め、移動等円滑化促進地区内のバリアフリー化の方針を定めます。

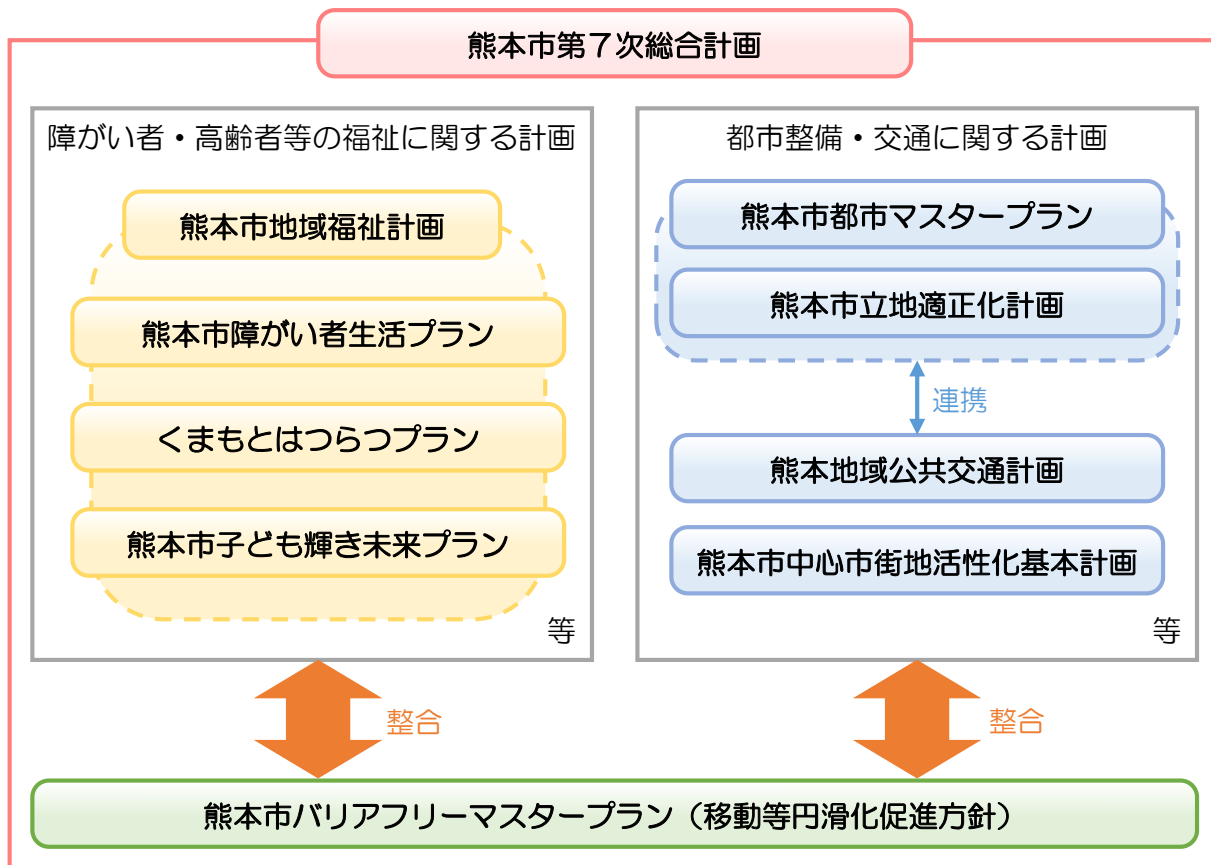
また、バリアフリー法第 25 条に規定される「移動等円滑化基本構想」としてマスタープラン策定後に策定を予定している実施計画では、重点整備地区並びに生活関連施設、生活関連経路、さらには各施設・経路等におけるバリアフリー化のために実施すべき特定事業を定め、重点整備地区内のバリアフリー化の方針を定めます。

マスタープランと実施計画の概要

	マスタープラン (移動等円滑化促進方針) 【バリアフリー法第 24 条の 2】	実施計画 (移動等円滑化基本構想) 【バリアフリー法第 25 条】
地区	移動等円滑化促進地区の設定	重点整備地区の設定
概要	・市町村が<u>面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの</u> ・具体的な事業化の動きがなくても、方針を示すことで地域におけるバリアフリー化の考え方を共有することが可能 ・具体の事業計画である実施計画（移動等円滑化基本構想）作成へのステップアップに繋がる	・公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進するため、市町村が<u>具体的な事業を位置づけた計画</u>を作成
定める事項	1. <u>移動等円滑化促進地区の位置及び区域</u> 2. <u>生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項</u> 3. 移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保に関する事項 <u>(心のバリアフリー)</u> 4. その他移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項 ・<u>移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進に関する基本的な方針</u>について定めるよう努める ・市町村が行う移動等円滑化促進地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる ・移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのあるものの届出について定める	1. <u>重点整備地区の位置及び区域</u> 2. <u>生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項</u> 3. <u>移動等円滑化のために実施すべき特定事業</u>その他の事業に関する事項 4. その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項 ・<u>重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針</u>について定めるよう努める ・市町村が行う重点整備地区に所在する旅客施設の構造及び配置その他の移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができる

1.3 位置づけ

マスタープランは、本市の最上位計画である「熊本市第7次総合計画」で定める都市像「上質な生活都市」を実現していく役割を担うとともに、福祉及び都市の両分野での個別計画との整合を図ります。



マスタープランの位置づけ

1.4 計画期間

計画期間は、令和5年度（2023年度）から令和14年度（2032年度）までの10年間とします。

また、段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）を図るため年度毎の評価（バリアフリー化に関する措置の実施状況についての調査、分析及び評価）を行い、持続的なバリアフリー化の推進に努めます。

さらに、まちあるきワークショップを継続して実施し、課題への対応状況等について随時情報の更新を行うなど“成長する計画”とします。